

○国富町空家等管理事業者登録制度実施要綱

令和4年9月27日

告示第51号

国富町空家等管理事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家所有者等による空家等の適正な管理を促進するとともに、町民の生活環境の保全を図るため、町が空家等管理業務を行う事業者の情報を登録し、その情報を空家所有者等に紹介する国富町空家等管理事業者登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 空家所有者等 空家等の所有者、相続人、管理者等をいう。
- (3) 空家等管理業務 外観調査、家屋の通風・通水、家屋及び敷地内の清掃、敷地内の除草・剪定、家屋修繕その他の空家等を適正に管理するために必要な業務をいう。

(登録を受けることができる事業者)

第3条 空家等管理事業者として登録を受けることができるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家等管理業務のうち前条第3号に掲げる業務を1つ以上行うことができること。
- (2) 本町に事務所又は事業所を有する法人、団体又は個人であること。
- (3) 本町の町税を滞納していないこと。

(4) 役員又は事業者の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その構成員等に関係すると認められる者がいないこと。

(5) 空家所有者等に対し、空家等管理業務の報告を行うことができること。  
(登録の申請等)

第4条 空家等管理事業者の登録を受けようとするものは、国富町空家等管理事業者登録申請書(別記様式第1号)、誓約書(別記様式第2号)その他町長が指定する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、国富町空家等管理事業者登録名簿(別記様式第3号)(以下「管理事業者登録名簿」という。)に登録するとともに、その旨を国富町空家等管理事業者登録通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その内容について公表するものとする。

(登録事項変更等)

第5条 町長から前条第2項の通知を受けたもの(以下「登録管理事業者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときは、国富町空家等管理事業者(登録事項変更・登録廃止)届出書(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、管理事業者登録名簿の登録事項を変更又は削除するものとする。

3 前条第3項の規定は、登録事項変更及び登録廃止について準用する。

(登録の取消し)

第6条 町長は、登録管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

- (2) 虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。
- (3) 強引な手法又は事実誤認を与える営業活動若しくは表示等を行ったとき。
- (4) 不要な業務の強要を行ったとき。
- (5) 著しく不適當な料金設定や故意に見積りの金額等を偽る行為をしたとき。
- (6) 空家所有者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であったとき。
- (7) その他町長が適當でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、管理事業者登録名簿の登録事項を削除するとともに、その旨を国富町空家等管理事業者取消通知書（別記様式第6号）により登録管理事業者に通知するものとする。

3 第4条第3項の規定は、登録の取消しについて準用する。

（登録管理事業者の情報の紹介等）

第7条 町長は、空家所有者等に登録管理事業者の情報を紹介するとともに、町ホームページ等により登録・紹介制度の周知を行うものとする。

（空家等管理業務の内容等に係る協議等）

第8条 空家等管理業務の内容、料金その他必要な事項は、登録管理事業者と空家所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による協議及び決定については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第9条 登録管理事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他人に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報の紛失等のないよう適正に管理すること。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月27日から施行する。